

訴 状

2025（令和7）年2月25日

宇都宮地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 阿 部 健 一

同 弁護士 島 菌 佐 紀

同 弁護士 服 部 有

同 弁護士 小 島 文 恵

当事者の表示 別紙1 当事者目録記載のとおり

不当条項差止等請求事件

訴訟物の価格 160万円

貼用印紙額 1万3000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、消費者との間で、被告が運営するフィットネスジム「FIT365」の会員契約を締結するに際し、下記内容の条項を含む契約の申込み又は承諾の意思表示を行ってはならない。

記

利用規約第6条1項（1）から（4）、2項及び特則第1条

退会方法について、店舗の専用端末機での手続を必要とする部分

利用規約第10条（施設の利用制限）

本部は、本クラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部または一部の利用を制限することがあります。これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはありません。

利用規約第12条（賠償責任）

(2) 本部及び本クラブは会員の施設利用に際して発生した盗難、紛失については一切損害賠償の責を負わないものとする

(3) 会員は、自己の責に帰すべき原因により、本クラブの施設または第三者損害を与えた場合は、速やかにその賠償責任を果たすものとする。会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。

2 被告は、前項記載の内容の条項が記載された規約が印刷された規約用紙及び当該規約が掲載されたウェブページを破棄せよ

3 被告は、その従業員らに対し、第1項記載の意思表示を行ってはならないことを周知させ、同項の意思表示を行わないように指示する措置をとれ

4 訴訟費用は、被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者

(1) 原告は、消費者被害の未然若しくは拡大防止及び救済のため、消費者や消費者団体・関係諸機関・消費者問題専門家等との連携・相互補助を図り、各種消費者被害の調査・研究・情報収集、是正申入等の活動によって、消費者全体の利益擁護、消費者の権利の確立に寄与することを目的として設立し、2019（令和元）年6月26日に内閣総理大臣から消費者契約法

(以下「消契法」という。) 13条に基づき適格消費者団体に認定された特定非営利活動法人である。

(2) 被告は、フィットネスクラブの経営等を目的とする事業者であり、全国でフィットネスジム「FIT365」を運営している。

2 「ご利用規約」の法的性質

FIT365は、会員制のフィットネスクラブであり、顧客がFIT365を利用するためには、会員登録が必要となり、当該会員は「FIT365法人会員制度 ご利用規約における特則」(以下「本件特則」という。)を含む「ご利用規約」(甲1、以下「本件利用規約」という。)に同意したものとみなされる(甲1)。

そのため、本件規約は顧客と被告間を拘束する施設利用契約内容の一部となっており、消費者と事業者との間で締結される役務提供契約として消費者契約法が適用される。

3 本件利用規約第6条及び本件特則第1条の解約方法制限について

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めている。

解除権の行使については、解除権者の意思表示が相手方に到達すればよく、その方法には制限がないのが原則である(民法第540条第1項)。

(2) 本件利用規約及び本件特則は、会員による退会の方法を会員が所属する被告店舗における専用端末機による手続に限定しており、会員は、会員が所属する被告店舗まで出向かなければ退会の手続を取ることができない。

退会を希望する会員の中には、すでに遠方に引越をしている消費者や、体調の悪化により被告店舗まで出向くことが難しい消費者がいることも想定され、そのような消費者にとって、本件利用規約及び本件特則の条

項は、事実上退会を制限するものになりかねない。

会員による被告への連絡方法は、電話、郵便、ファクシミリ、電子メールなど多くの方法が考えられるところであり、退会の意思表示の方法について、被告店舗における専用端末機に限定しなければならない合理的理由はない。

したがって、本利用規約及び本件特則のうち、会員による退会の方法を被告店舗における専用端末機による手続に限定し、その他の意思表示の手段を排除している点は、消費者による解約を不当に制限しているものであり、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するものである。

また、消費者に認められるべき解約手続が取れずに、消費者の意思に反して契約を存続させられるおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものである。

(3) よって、本件利用規約及び本件特則のうち、退会手続について「直接店舗にて専用端末機で」「専用端末機にて」と解約方法を限定している点、「(電話等による申し出は受け付けられません。)」と解約方法を制限している点は、消費者契約法第10条により無効となるため、請求の趣旨記載のとおり求める。

4 本件利用規約第10条（施設の利用制限）について

(1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めている。

当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給付の履行を拒むことができるとされている（民法第536条）。

(2) 本件利用規約は、被告が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないと定められており、被告が会員に対して債務の履行ができなかった場合であっても、消費者である会員は、利用規約に則った会費等を全額支払わなくてはならなくなる。

したがって、本件利用規約のうち、被告が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないとする点は、法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限するとともに義務を加重しているものである。

また、消費者に認められるべき反対給付の履行を拒む権利を否定するおそれがあることから、信義則に反して消費者の利益を一方向的に害するものである。

(3) よって、本件利用規約のうち、被告が気象災害等により会員に対して施設の全部又は一部の利用を制限した場合に会員の会費等の支払義務が縮減され、又停止されることはないとする点は、消費者契約法第10条により無効となるため、請求の趣旨記載のとおり求める。

5 本件利用規約第12条2項について

(1) 消費者契約法第8条第1項第1号及び第3号は、消費者契約において、①事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項（1号）、②消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項（3号）をいずれも無効とすると規定している。

(2) 本件利用規約は、会員が施設を利用中、会員自身が受けた損害に対して被告に過失がある場合であっても、被告は一切の損害賠償を負わないとするものであり、消費者契約法第8条第1号及び第3号により無効となる

ため、請求の趣旨記載のとおり求める。

6 本件利用規約第12条3項について

- (1) 消費者契約法第10条は、消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比し、消費者の権利を制限し又は義務を加重する条項であって、信義則に反し消費者の利益を一方的に害するものを無効と定めている。

民法上、親権者は、未成年者の不法行為責任について、未成年者に責任能力が認められるか、又は、未成年者に責任能力がなくとも親権者において監督義務を怠らなかつたとき若しくはその義務を怠らなくても損害が生ずべきであった場合（民法714条）には責任を負うことはない。また、未成年者の行為について、親権者が常に連帯して債務を負うという法令上の根拠もない。

- (2) 本件利用規約は、18歳未満の者が負う責任を親権者も一律に連帯して負担するというものであり、民法の基本原則である過失責任の原則に照らしても疑問がある上、被告の施設を利用するために被告の作成した利用規約に合意することを要請された消費者に過ぎない親権者自身の通常の合理的意思にも反するものである。

したがって、本件利用規約第12条第3項のうち、「会員が18歳未満の場合、保護者は、本規約に基づく責任を本人と連帯して負担する。」という点は、民法の適用による場合に比し、消費者である会員の義務を加重する条項であるとともに、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項として、消費者契約法第10条により無効となるため、請求の趣旨記載のとおり求める。

7 本件訴訟に至る経緯

- (1) 問い合わせ及び申し入れ

原告は、被告の前のFIT365の運営者である株式会社ウェルネスフ

ロンティア（被告が令和5年2月1日付けで吸収合併）に対し、令和2年9月17日付けで本件利用規約に対する問い合わせ、令和3年2月4日付けで回答の依頼、令和4年2月21日付けで本件利用規約に対する申入れ及び問い合わせ、令和4年5月23日付けで回答の依頼を行った。また、令和5年5月1日付けで消費者契約法第41条1項に定める書面を送付した。しかしながら、いずれも回答はなされなかった。

(2) ADR申立て

原告は、令和5年10月20日付けで、独立行政法人国民生活センターの紛争解決委員会へ和解の仲介申請を行った。

期日は4回行われたが、被告は具体的な民事上の紛争についてではなく、原告の解釈に基づく紛争の可能性を述べているにすぎない等と主張し、和解は成立せず手続は終了した。

(3) 事前請求書の送付

そのため、原告は、被告に対し、令和6年10月31日、消費者契約法に第41条1項に定める書面を送付し（甲2の1）、同書面は同年11月5日に送達された（甲2の2、甲2の3）。

これに対しても、被告は原告に何らの回答もしなかった。

8 まとめ

以上のとおりであるので、請求の趣旨のとおり求める。

以上

添付書類

1	訴状副本	1通
2	甲号証の写し	各2通
3	証拠説明書	2通
4	訴訟委任状	1通
5	資格証明書	2通
6	定款写し	1通
7	理事会議事録	1通

以上

当 事 者 目 録

- 〒321-0968 宇都宮市中今泉2丁目7番19号
原 告 特定非営利活動法人とちぎ消費者リンク
原告代表者理事長 山 口 益 弘
- 〒320-0036 宇都宮市小幡1丁目1番27号 KMGビルディング小幡4階
阿部法律事務所
原告訴訟代理人弁護士 阿 部 健 一
電話 028-680-7220 / F A X 028-680-7221
- 〒321-0953 宇都宮市東宿郷3丁目1番9号 あかねビル9階
小菅・島菌法律事務所
同 弁護士 島 菌 佐 紀
- 〒320-0055 宇都宮市下戸祭1丁目2番4号 赤羽ハイツ1階
八幡山法律事務所
同 弁護士 服 部 有
- 〒321-0167 宇都宮市東浦町10番1号 CY栃木街道ビル2階
法律事務所 栞（送達場所）
同 弁護士 小 島 文 恵
- 〒761-8057 香川県高松市田村町397番地
被 告 株式会社ヤマウチ
被告代表者代表取締役 岡 本 将